

# 兵庫県公報

平成29年4月28日 金曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

<b>企業庁管理規程</b>	ページ
○ 企業職員の超過勤務の縮減に関する規程	1
<b>病院局管理規程</b>	
○ 病院事業職員の超過勤務縮減に関する規程	1
<b>監査委員訓令</b>	
○ 兵庫県監査委員事務局職員の超過勤務の縮減に関する規程	2
<b>人事委員会規則</b>	
○ 超過勤務の縮減に関する規則	4
<b>教育委員会規則</b>	
○ 教育委員会事務局等職員の超過勤務の縮減に関する規則	5

## 公布された法令のあらまし

- 超過勤務の縮減に関する規則**（人事委員会規則第5号）  
職員の超過勤務の縮減に関して必要な事項を定めることとした。
- 教育委員会事務局等職員の超過勤務の縮減に関する規則**（教育委員会規則第8号）  
教育委員会の事務局及び教育機関に勤務する一般職に属する職員の適切な健康管理及び公務の能率の向上を図り、もって仕事と生活の調和に資することを目的として、職員の超過勤務の縮減に関して必要な事項を定めることとした。

## 企業庁管理規程

企業職員の超過勤務の縮減に関する規程をここに公布する。

平成29年4月28日

兵庫県公営企業管理者 石井孝一

### 兵庫県企業庁管理規程第3号

#### 企業職員の超過勤務の縮減に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、企業職員の超過勤務の縮減に関して必要な事項を定めることにより、企業職員の適切な健康管理及び公務の能率の向上を図り、もって仕事と生活の調和に資することを目的とする。

(超過勤務の縮減)

第2条 企業職員の超過勤務の縮減に関することについては、知事の事務部局に勤務する一般職員の例による。

附則

この管理規程は、平成29年5月1日から施行する。

## 病院局管理規程

病院事業職員の超過勤務縮減に関する規程をここに公布する。

平成29年4月28日

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

### 兵庫県病院局管理規程第7号

**病院事業職員の超過勤務縮減に関する規程**

## (目的)

第1条 この規程は、職員の超過勤務の縮減に関して必要な事項を定めることにより、職員の適切な健康管理及び公務の能率の向上を図り、もって仕事と生活の調和に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 病院事業に従事する一般職に属する職員（本庁に限る。）をいう。
- (2) 超過勤務 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年病院局管理規程第14号）第9条第1項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務をいう。

## (超過勤務時間の上限)

第3条 職員の超過勤務の時間（以下「超過勤務時間」という。）は、1月につき45時間以内とし、当該年度につき360時間以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、病院事業管理者が定める特別の事情により同項の職員の超過勤務時間の上限を超える必要がある場合における職員の超過勤務時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該年度につき720時間以内であること。
- (2) 1月につき100時間未満であること。
- (3) 1月につき45時間を超える月数が当該年度につき6月以内であること。
- (4) 当該年度において連続する2月から6月までのそれぞれの期間において平均して1月につき80時間以内であること。

## (休日における超過勤務の制限)

第4条 休日における職員の超過勤務は、緊急の対応を要する場合その他病院事業管理者が定める場合に限るものとする。

2 前項の場合において、休日に超過勤務を行う職員に係る前条の規定の適用については、同条の職員の超過勤務時間には、当該休日における職員の超過勤務時間は、含まないものとする。

3 第1項の場合において、休日に超過勤務を行う職員の超過勤務時間は、当該年度につき960時間以内とする。

4 前3項に定めるもののほか、休日に超過勤務を行う職員の超過勤務の制限に関して必要な事項は、病院事業管理者が定める。

## (災害時における超過勤務の特例)

第5条 第3条及び前条（第1項を除く。）の規定は、災害その他避けることのできない事由による職員の超過勤務については、適用しない。

## (超過勤務の縮減に係る対策)

第6条 病院事業管理者及び病院局長は、職員の超過勤務の状況を踏まえ、その縮減のために必要な対策を行うものとする。

## (超過勤務の縮減に関する所属長の取組)

第7条 職員の超過勤務の縮減に関して所属長が取り組むべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務の合理化及び平準化を図ること。
- (2) 職員ごとに業務の執行に係る年間の計画を策定すること等により業務の進行管理を行うこと。
- (3) 職場での指導等により、職員に対して次に掲げる事項を徹底させること。
  - ア 勤務時間内における計画的な業務の執行に努めること。
  - イ 常に業務の処理方法を見直し、その効率化に努めること。
- (4) 職員の超過勤務の状況を定期的に病院局長に報告すること。

## (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、職員の超過勤務の縮減に関して必要な事項は、病院事業管理者が定める。

## 附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

## 監 査 委 員 訓 令

## 兵庫県監査委員訓令第1号

事 務 局

兵庫県監査委員事務局職員の超過勤務の縮減に関する規程を次のように定める。

平成29年4月28日

兵庫県代表監査委員 平 野 正 幸

### 兵庫県監査委員事務局職員の超過勤務の縮減に関する規程

(目的)

第1条 この訓令は、職員の超過勤務の縮減に関して必要な事項を定めることにより、職員の適切な健康管理及び公務の能率の向上を図り、もって仕事と生活の調和に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 監査委員事務局に勤務する一般職に属する職員をいう。
- (2) 超過勤務 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第10条第1項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務をいう。

(超過勤務時間の上限)

第3条 職員の超過勤務の時間（以下「超過勤務時間」という。）は、1月につき45時間以内とし、当該年度につき360時間以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、代表監査委員が定める特別の事情により職員の超過勤務時間の上限を超える必要がある場合における職員の超過勤務時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該年度につき720時間以内であること。
- (2) 1月につき100時間未満であること。
- (3) 1月につき45時間を超える月数が当該年度につき6月以内であること。
- (4) 当該年度において2月から6月までのそれぞれの期間において平均して1月につき80時間以内であること。

(休日における超過勤務の制限)

第4条 休日における職員の超過勤務は、緊急の対応を要する場合その他代表監査委員が定める場合に限るものとする。

2 前項の場合において、休日に超過勤務を行う職員に係る前条の規定の適用については、職員の超過勤務時間には、当該休日における職員の超過勤務時間は、含まないものとする。

3 第1項の場合において、休日に超過勤務を行う職員の超過勤務時間は、当該年度につき960時間以内とする。

4 前3項に定めるもののほか、休日に超過勤務を行う職員の超過勤務の制限に関して必要な事項は、代表監査委員が定める。

(災害時における超過勤務の特例)

第5条 第3条及び前条（第1項を除く。）の規定は、災害その他避けることのできない事由による職員の超過勤務については、適用しない。

(超過勤務の縮減に係る対策)

第6条 代表監査委員及び事務局長は、職員の超過勤務の状況を踏まえ、その縮減のために必要な対策を行うものとする。

(超過勤務の縮減に関する所属長の取組)

第7条 職員の超過勤務の縮減に関して所属長が取り組むべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務の合理化及び平準化を図ること。
- (2) 職員ごとに業務の執行に係る年間の計画を策定すること等により業務の進行管理を行うこと。
- (3) 職場での指導等により、職員に対して次に掲げる事項を徹底させること。
  - ア 勤務時間内における計画的な業務の執行に努めること。
  - イ 常に業務の処理方法を見直し、その効率化に努めること。
- (4) 職員の超過勤務の状況を定期的に代表監査委員に報告すること。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、職員の超過勤務の縮減に関して必要な事項は、代表監査委員が定める。

附 則

この訓令は、平成29年5月1日から施行する。

## 人事委員会規則

超過勤務の縮減に関する規則をここに公布する。

平成29年4月28日

兵庫県人事委員会

委員長 太田 和成

## 兵庫県人事委員会規則第5号

## 超過勤務の縮減に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、職員の超過勤務の縮減に関して必要な事項を定めることにより、職員の適切な健康管理及び公務の能率の向上を図り、もって仕事と生活の調和に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 人事委員会事務局に勤務する一般職に属する職員をいう。
- (2) 超過勤務 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第10条第1項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務をいう。

(超過勤務時間の上限)

第3条 職員の超過勤務の時間（以下「超過勤務時間」という。）は、1月につき45時間以内とし、当該年度につき360時間以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長が定める特別の事情により職員の超過勤務時間の上限を超える必要がある場合における職員の超過勤務時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該年度につき720時間以内であること。
- (2) 1月につき100時間未満であること。
- (3) 1月につき45時間を超える月数が当該年度につき6月以内であること。
- (4) 当該年度において2月から6月までのそれぞれの期間において平均して1月につき80時間以内であること。

(休日における超過勤務の制限)

第4条 休日における職員の超過勤務は、緊急の対応を要する場合その他事務局長が定める場合に限るものとする。

2 前項の場合において、休日に超過勤務を行う職員に係る前条の規定の適用については、同条の職員の超過勤務時間には、当該休日における職員の超過勤務時間は、含まないものとする。

3 第1項の場合において、休日に超過勤務を行う職員の超過勤務時間は、当該年度につき960時間以内とする。

4 前3項に定めるもののほか、休日に超過勤務を行う職員の超過勤務の制限に関して必要な事項は、事務局長が定める。

(災害時における超過勤務の特例)

第5条 第3条及び前条（第1項を除く。）の規定は、災害その他避けることのできない事由による職員の超過勤務については、適用しない。

(超過勤務の縮減に係る対策)

第6条 事務局長は、職員の超過勤務の状況を踏まえ、その縮減のために必要な対策を行うものとする。

(超過勤務の縮減に関する所属長の取組)

第7条 職員の超過勤務の縮減に関して所属長が取り組むべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務の合理化及び平準化を図ること。
- (2) 職員ごとに業務の執行に係る年間の計画を策定すること等により業務の進行管理を行うこと。
- (3) 職場での指導等により、職員に対して次に掲げる事項を徹底させること。
  - ア 勤務時間内における計画的な業務の執行に努めること。
  - イ 常に業務の処理方法を見直し、その効率化に努めること。
- (4) 職員の超過勤務の状況を定期的に事務局長に報告すること。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、職員の超過勤務の縮減に関して必要な事項は、事務局長が定める。

## 附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

## 教育委員会規則

教育委員会事務局等職員の超過勤務の縮減に関する規則をここに公布する。

平成29年4月28日

兵庫県教育委員会

教育長 高井芳朗

## 兵庫県教育委員会規則第8号

## 教育委員会事務局等職員の超過勤務の縮減に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、職員の超過勤務の縮減に関して必要な事項を定めることにより、職員の適切な健康管理及び公務の能率の向上を図り、もって仕事と生活の調和に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 教育委員会の事務局及び教育機関に勤務する一般職に属する職員をいう。
- (2) 超過勤務 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第10条第1項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務をいう。

(超過勤務時間の上限)

第3条 職員（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業に従事する職員を除く。以下この条から第5条までにおいて同じ。）の超過勤務の時間（以下「超過勤務時間」という。）は、1月につき45時間以内とし、当該年度につき360時間以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が定める特別の事情により同項の職員の超過勤務時間の上限を超える必要がある場合における職員の超過勤務時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該年度につき720時間以内であること。
- (2) 1月につき100時間未満であること。
- (3) 1月につき45時間を超える月数が当該年度につき6月以内であること。
- (4) 当該年度において2月から6月までのそれぞれの期間において平均して1月につき80時間以内であること。

(休日における超過勤務の制限)

第4条 休日における職員の超過勤務は、緊急の対応を要する場合その他教育長が定める場合に限るものとする。

2 前項の場合において、休日に超過勤務を行う職員に係る前条の規定の適用については、同条の職員の超過勤務時間には、当該休日における職員の超過勤務時間は、含まないものとする。

3 第1項の場合において、休日に超過勤務を行う職員の超過勤務時間は、当該年度につき960時間以内とする。

4 前3項に定めるもののほか、休日に超過勤務を行う職員の超過勤務の制限に関して必要な事項は、教育長が定める。

(災害時における超過勤務の特例)

第5条 第3条及び前条（第1項を除く。）の規定は、災害その他避けることのできない事由による職員の超過勤務については、適用しない。

(超過勤務の縮減に係る対策)

第6条 教育長は、職員の超過勤務の状況を踏まえ、その縮減のために必要な対策を行うものとする。

(超過勤務の縮減に関する所属長の取組)

第7条 職員の超過勤務の縮減に関して所属長が取り組むべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務の合理化及び平準化を図ること。
- (2) 職員ごとに業務の執行に係る年間の計画を策定すること等により業務の進行管理を行うこと。
- (3) 職場での指導等により、職員に対して次に掲げる事項を徹底させること。
  - ア 勤務時間内における計画的な業務の執行に努めること。
  - イ 常に業務の処理方法を見直し、その効率化に努めること。

(4) 職員の超過勤務の状況を定期的に本庁の総務課に報告すること。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、職員の超過勤務の縮減に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。